

林野火災を防ごう！

大切な森林をみんなで守ろう！

たき火に注意！

～たき火からの林野火災が多く発生しています！～

- ・火から絶対に目を離さないでください
- ・十分な消火用水を準備し、火の始末は完全に！
- ・枯草など燃えやすいモノの近くではしないでください
- ・風が強い日は控えてください

ひとたび火が燃え広がると・・・
大規模火災になる可能性があります。



**林野火災注意報が出たらたき火
をやめて下さい！**

春の火災予防運動

令和7年度全国統一防火標語

急ぐ日も 足止め**火**を止め 準備よし

実施期間：3月1日（日）～3月7日（土）

🔥 火災予防のポイント 🔥

寝たばこはしない！



コンロのそばを離れない！



ストーブの周りに洗濯物を干さない！



たこ足配線をしない！



外出時は火の元確認！



住宅用消火器の準備！



みんなで火災予防！

家族やご近所で声掛けをしましょう！

林野火災注意報・警報

の運用を開始しました

発令時は**火の使用**が**制限**されます

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	次のいずれかに該当する場合 ◆ 合計降水量が前3日間1mm以下かつ前30日間30mm以下の場合 ◆ 合計降水量が前3日間1mm以下かつ気象台から乾燥注意報が発表された場合	◆ 林野火災注意報の発令基準に加え、気象台から強風注意報が発表された場合
	当日の気象状況等によって発令しない場合があります。	
火の使用制限	◆ 山林、原野等において火入れをしないこと。 ◆ 煙火（花火）を消費しないこと。 ◆ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 ◆ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。 ◆ 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火の粉を始末すること。	
罰則	努力義務（罰則無し）	30万円以下の罰金又は拘留
対象期間	毎年1月1日から5月31日までの間（大規模林野火災の多発期）	
対象地域	市内全域（都市計画法第7条市街化区域を除く） ※詳しくは市ホームページをご覧ください。	
発令広報	同報無線屋外スピーカー、消防車両等による巡回 市ホームページ	

この運用は、全国的に発生している大規模な林野火災を受けて、森林や住民の方の生命及び財産を守るために、開始したものです。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。



◀ 市ホームページ

長野市消防局

Nagano City Fire Department

問合わせ先
TEL 026-227-8001

